

大阪府看護補助者処遇改善事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 大阪府（以下「府」という。）は、看護補助者の確保及び定着を促進するため、医療機関が看護補助者を対象に実施する賃金改善に対して、予算の定めるところにより、大阪府看護補助者処遇改善事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和6年1月11日医政発0111第1号厚生労働省医政局長通知「看護補助者処遇改善事業の実施について」の別紙「看護補助者処遇改善事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、医療機関において実施される看護補助者の賃金改善（ただし、令和6年2月から5月までの間（以下賃金改善実施期間」という。）に実施したものに限る）に係るものとする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、次の要件をいずれも満たす医療機関（以下「対象医療機関」という。）とする。

(1) 病院又は病床を有する診療所（以下「有床診療所」という。）であって、令和6年2月1日時点において、別添に掲げる診療報酬のいずれかを算定している施設とする。

(2) 令和6年2月分からの賃金改善を行う者であって、原則として、令和6年2月中に大阪府に対して、賃金改善を実施する旨の報告をしている者。

(処遇改善の対象者)

第4条 本事業による処遇改善の対象者は、原則として、対象医療機関において、別添に掲げる診療報酬を算定する病棟（有床診療所の場合は病床）に勤務し、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）並びに看護師長の指導の下に、原則として療養生活上の世話（食事、清潔、排泄、入浴、移動等）、病室内の環境整備やベッドメイキングのほか、病棟内において、看護用品及び消耗品の整理整頓、看護職員が行う書類・伝票の整理及び作成の代行、診療録の準備等の業務（以下「看護補助業務」という。）に専ら従事する看護補助者（非常勤職員を含む。）とする。

また、介護福祉士又は保育士等の資格保有者が看護補助者として看護補助業務に専ら従事している場合も、本事業の対象とするが、看護職員や事務職員等の他の職種として雇用された者が、一時的に看護補助業務を行っている場合は、本事業の対象としない。

(補助対象及び補助額)

第5条 この補助金の交付額は、次の各号により算出された額の範囲内とする。ただし、算

出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。また、算出された額の全対象医療機関の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。

ア 別表第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助金の選定額とする。

イ アにより選定された額と当事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を交付額とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第4条第1項による申請にあたっては、次に掲げる書類を知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 要件確認申立書(様式第1号の2)
- (3) 暴力団等審査情報(様式第1号の3)
- (4) 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、規則第5条の規定により補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、補助金の交付の申請をした者に交付決定通知書により通知するものとする。

(補助金の交付の条件等)

第8条 規則第6条第2項の規定により、附する条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費として交付を受けた補助金を、その交付の目的に反して使用してはならない。
- (2) 補助事業者に対し、補助事業に関し必要な検査をすることがある。
- (3) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は支社、支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を府に納付しなければならない。

- 2 規則第6条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更は、経費20%以内の変更とする。
- 3 規則第6条第1項第1号または第2号の規定による知事の承認を受けようとするとき

は、予め内容変更・中止（廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第9条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、規則第5条に規定する補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（1）補助事業者が、法令、規則、本要綱、補助金の交付決定の内容、これに附した条件に違反した場合

（2）補助事業者が、補助金を他の用途に使用した場合

（3）補助事業者が、補助金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適當な行為を行った場合

（4）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部が必要でなくなった場合

2 知事は、前項の取り消し又は変更を行った場合には、交付した補助金のうち当該取り消し又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者に対し、当該命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から、当該命令により返還すべき補助金を補助事業者が納付するまでの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助申請の取下げ）

第10条 補助金の交付の申請の取下げをすることができる期間は、規則第7条の通知を受けた日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（検査等）

第11条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を図るため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して遂行状況の報告を求め、または帳簿書類等を検査することができる。

（実績報告）

第12条 規則第12条の規定による報告は、実績報告書（様式第3号）に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日までに、知事に提出するものとする。

（補助金の額の確定及び通知）

第13条 知事は、第11条の実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助金の交付の実施結果が、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、規則第13条の規定により補助金の額を確定

し、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。ただし、知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、規則第5条に規定する補助金の交付の決定した額の全部又は一部を概算払いにより交付する。

2 前項ただし書きの規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、規則第7条の規定による補助金交付決定通知を受け取った日以後、速やかに交付請求書(様式第4号)に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第15条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定をした場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、規則第16条第2項の規定に基づき返還を命ずるものとする。

(書類の保存)

第16条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別添

【病院】

A101 療養病棟入院基本料	
A306 特殊疾患入院医療管理料	
A308 回復期リハビリテーション病棟入院料	
A309 特殊疾患病棟入院料	
A311-2 精神科急性期治療病棟入院料	
A312 精神療養病棟入院料	
A314 認知症治療病棟入院料	
A318 地域移行機能強化病棟入院料	
A319 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料	
A207-3急性期看護補助体制加算	
	25対1 急性期看護補助体制加算（看護補助者5割以上）
	25対1 急性期看護補助体制加算（看護補助者5割未満）
	50対1 急性期看護補助体制加算
	75対1 急性期看護補助体制加算
A211特殊疾患入院施設管理加算	
A214看護補助加算	
	看護補助加算1
	看護補助加算2
	看護補助加算3
A106 障害者施設等入院基本料の「注9」に規定する看護補助加算又は看護補助体制充実加算	
A308-3 地域包括ケア病棟入院料の「注4」に規定する看護補助者配置加算又は看護補助体制充実加算	

【有床診療所】

A109 有床診療所療養病床入院基本料	
A108 有床診療所入院基本料の「注6」に規定する看護補助配置加算	
	看護補助配置加算1
	看護補助配置加算2

別表

補助金交付基準

1 補助基準	2 対象経費	3 備考
<p>第5条第1項の基準額は下記により算出する。</p> <p>別添に掲げる診療報酬を算定する病棟毎に、次のアとイを比較していずれか低い方の人数×4×6,990円(6,000円に法定福利費に係る事業主負担率に相当する率を乗じて得た額を加えて得た額)として算定した額を合計した額。</p> <p>ア 賃金改善実施期間の各月における対象看護補助者の常勤換算数の平均値</p> <p>イ 賃金改善実施期間において、別添に掲げる診療報酬を算定するための標準的な看護補助者の配置数</p>	<p>賃金改善実施期間において、実際に対象看護補助者の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に充てられた経費</p>	<p>第1欄の職員の常勤換算数の算出等の考え方は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 常勤の看護職員の常勤換算数は1とする。</p> <p>(2) 常勤でない看護職員の常勤換算数は以下の算式によって算定された数とする。</p> <p><算式></p> <p>「当該常勤でない看護職員が職務に従事する1週間の勤務時間(残業は除く。)」÷「対象医療機関で定めている常勤職員の1週間の勤務時間」</p>